

広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月7日

広島県公安委員会  
委員長 西 野 泰 代

### 広島県公安委員会規則第3号

#### 広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年広島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 略 <u>第3章 個人情報の保護に関する法律に係る 審査請求の特則（第33条）</u> 附則  (審理官) 第3条 略 2・3 略 4 審査庁は、次の各号に掲げる事項を審理官 に専決させることができる。 (1) 略 (2) <u>法第9条第3項の規定により読み替え て適用する法第13条第1項の規定による利 害関係人の参加の許可及び法第9条第3項 の規定により読み替えて適用する法第13条 第2項の規定による利害関係人の参加の要 求に関すること。</u> (3) 略 (4) <u>法第9条第3項の規定により読み替え て適用する法第29条第5項の規定による弁 明書の副本の送付、法第9条第3項の規定 により読み替えて適用する法第30条第1項 又は第2項の規定による相当の期間の設定 及び法第9条第3項の規定により読み替え て適用する法第30条第3項の反論書又は意 見書の副本の送付に関すること。</u> (5) <u>法第9条第3項の規定により読み替え て適用する法第31条第1項の規定による口 頭意見陳述の機会の付与、法第9条第3項 の規定により読み替えて適用する法第31条 第2項の規定による口頭意見陳述の期日及 び場所の指定並びに審理関係人の招集並び に法第9条第3項の規定により読み替えて 適用する法第31条第3項の規定による口頭 意見陳述における補佐人の出頭の許可に関 すること。</u>	目次 第1章・第2章 略  附則  (審理官) 第3条 略 2・3 略 4 審査庁は、次の各号に掲げる事項を審理官 に専決させることができる。 (1) 略 (2) 法第9条第3項の規定により読み替え て適用する法第13条第1項の規定による利 害関係人の参加の許可に関すること。  (3) 略 (4) 法第9条第3項の規定により読み替え て適用する法第29条第5項の規定による弁 明書の副本の送付及び法第9条第3項の規 定により読み替えて適用する法第30条第1 項又は第2項の規定による相当の期間を定 めること。  (5) 法第9条第3項の規定により読み替え て適用する法第31条第1項の規定による口 頭意見陳述の機会の付与及び法第9条第3 項の規定により読み替えて適用する法第31 条第3項の規定による口頭意見陳述におけ る補佐人の出頭の許可に関すること。

(6)～(12) 略

(13) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に対する裁決をすべき公安委員会による広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び同条第3項において準用する同条第2項に規定する諮問をした旨の通知に関すること。

(14) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第19条第1項に規定する審査請求に対する裁決をすべき公安委員会による広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び同条例第20条に規定する諮問をした旨の通知に関すること。

5 略

(弁明書の副本等の送付等)

第11条 略

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第3項の規定による反論書又は意見書の副本の送付は、当該副本に別記様式第12号の2の反論書（意見書）副本送付書を添付して行うものとする。

(提出された証拠書類等の保管等)

第19条 審査庁は、法第32条第1項の規定による証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項若しくは法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）の提出を受けたときは、処分庁等である提出人が所有権を放棄した場合を除き、別記様式第21号による証拠書類等保管簿に所要の事項を記載しなければならない。

2 審査庁は、提出を受けた証拠書類等について、処分庁等である提出人が所有権を放棄した場合を除き、別記様式第22号による提出物目録を作成し、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等の提出人に交付しなければならない。

3 略

4 前項の証拠書類等の返還について、提出人が送付による返還を希望する場合は、別記様式第23号の2の送付による還付願書と引換えに証拠書類等を送付するものとする。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第20条 審査庁は、証拠書類等の提出を受けたときは、提出人以外の審理関係人に対し、別記様式第23号の3の提出物受領通知書によりその旨を通知するものとする。

(6)～(12) 略

5 略

(審査請求人に対する弁明書の副本等の送付及び反論書等を提出すべき期間の通知)

第11条 略

(提出された証拠書類等の保管等)

第19条 審査庁は、法第32条第1項の規定による証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項若しくは法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）の提出を受けたときは、別記様式第21号による証拠書類等保管簿に所要の事項を記載しなければならない。

2 審査庁は、提出を受けた証拠書類等について別記様式第22号による提出物目録を作成し、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等の提出人に交付しなければならない。

3 略

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第20条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(提出期限の再設定の通知)

第20条の2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項、法第30条第1項若しくは第2項、法第32条第3項又は法第33条に規定する相当の期間を改めて定めたときは、別記様式第23号の4の提出期限再設定通知書によって、審理関係人又は物件の所持人に通知するものとする。

(質問)

第23条 略

2 略

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をすることとした場合において、必要があると認めるときは、別記様式第33号の質問通知書により質問を受けるべき者に対し通知するものとする。

4 審査庁は、前項の質問を口頭で行う場合には、審理官に行わせるものとする。この場合において、質問をした審理官は、別記様式第34号による質問録取書を作成するものとする。

5 文書による質問への回答を求められた者は、別記様式第34号の2の質問回答書により回答するものとする。

6 略

(審査請求の取下げの通知)

第29条 審査庁は、法第27条の規定により審査請求人が審査請求を取り下げたときは、別記様式第43号の2の審査請求取下通知書によりその旨を参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第32条第2項において同じ。）に通知するものとする。

第32条 略

第3章 個人情報の保護に関する法律に係る審査請求の特則

(個人情報の保護に関する法律に係る審査請求に関する読替え)

第33条 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求における第1章及び第2章の規定の適用については、第3条第4項第1号から第12号まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条、第12条第1項、第13条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第20条の2、第21条第1項及び第3項、第22条第1項、第23条第1項及び第3項、第24条第1項、第2項及び第4項、第25条、第28条並びに第30条中「法第9条第3項」とあるの

(質問)

第23条 略

2 略

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をすることとした場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し別記様式第33号の質問通知書によってその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

4 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条による質問を審理官にさせるものとする。

5 前項の規定による質問のうち口頭による質問をした審理官は、別記様式第34号による質問録取書を作成するものとする。

6 略

(審査請求の取下げの通知)

第29条 審査庁は、法第27条の規定により審査請求人が審査請求を取り下げたときは、書面によりその旨を参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第32条第2項において同じ。）に通知するものとする。

第32条 略

は「個人情報の保護に関する法律第106条第2項」とする。

別記様式第4号中「,」を「、」に、「不用」を「不要」に改める。

別記様式第5号中「,」を「、」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。

第 号
総 代 互 選 命 令 書
年 月 日
様
広島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
年 月 日付けで提起のあった
についての審査請求の審理に必要があるので、
行政不服審査法（平成26年法律第68号） 個人情報保護に関する法律（平成15年
第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第11条第2項
法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年
法律第68号）第11条第2項
の規定により、3人以内の総代を 年 月 日
までに互選するよう命じます。

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第7号中「,」を「、」に、「不用」を「不要」に改める。

別記様式第8号から別記様式第12号までの様式を次のように改める。

参 加 申 立 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

参加申立人

住所

氏名

〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み  
同法第13条第1項  
替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第1項〕の規定により、  
次のとおり参加申立てをします。

参加申立人の住所、 氏名及び年齢	
審査請求人の 住所（居所） 及び氏名（名称）	
参加申立ての 趣旨及び理由	
その他参考事項	

注 不要の文字は、消すこと。

第 号

参加人参加許可（不許可）書

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み  
同法第13条第1項  
替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第1項〕の規定により、

につき 年 月 日に申請のあった  
利害関係人としての参加を 〔許可します。  
次の理由により不許可とします。〕

理由

第 号

参 加 人 参 加 要 求 書

年 月 日

様

広島県公安委員会



〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み  
同法第13条第2項  
替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項〕の規定により、  
次の審査請求について参加人として参加することを求めます。

- 1 審査請求の件名
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 審査請求人の住所（居所）及び氏名（名称）
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 審査請求年月日

注 不要の文字は、消すこと。

第 号

審査請求書副本等送付・弁明書提出要求書

年 月 日

(処分庁) 様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで審査請求人 から提起された

についての審査請求につき、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下  
定により読み替えて適用する同法第29条第1項

「個人情報保護法」という。）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服  
審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第29条第1項

別紙のとおり審査請求書副本（審査請求録取書の写し）を送付するので、  
同法第9条  
個人情報保  
第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項  
護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項

当該審査請求に対する弁明書正副2通を 年 月 日までに提出されたい。

また、  
同法  
法  
第32条第2項の規定により、当該処分の理由となる事実を証する書類  
その他の物件を提出する場合には、 年 月 日までに提出されたい。

注 不要の文字は、消すこと。

第 号

弁 明 書 副 本 送 付 書

年 月 日

（審査請求人（参加人）） 様

広島県公安委員会 印

〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の同法第29条第5項

第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第29条第5項〕の規定により、年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求に関する弁明書の副本を別添のとおり送付します。

〔同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項（第2項）個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項（第2項）〕の規定によりこの弁明書に対する反論書（意見書）を提出しようとするときは、

年 月 日までにこれを提出してください。

また、〔同法〕第32条第1項の規定により、証拠書類又は証拠物を提出する場合には、年 月 日までに提出してください。

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第12号の次に次の1様式を加える。

	第 号
反論書（意見書）副本送付書	
	年 月 日
様	
	広島県公安委員会 印
〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み 同法第30条第3項 替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第30条第3項〕の規定により、 年 月 日付で提起のあった	
についての審査請求に関する反論書（意見書）の副本を別添のとおり送付します。	

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第13号から別記様式第18号までの様式を次のように改める。

口 頭 意 見 陳 述 申 立 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

審査請求人（参加人）

〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み  
同法第31条第1項  
替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条第1項〕の規定により、  
次のとおり口頭による意見陳述を申し立てます。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 口頭による意見陳述を希望する日時及び場所

注 不要の文字は、消すこと。

第 号

口 頭 意 見 陳 述 通 知 書

年 月 日

様

広島県公安委員会 

年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求につき、年 月 日に申立てのあった口頭による意見  
陳述については、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項  
読み替えて適用する同法第31条第2項  
の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条第2項  
の規定により次のとおり行うので通知します。

- 1 開催の日時  
年 月 日 午前（後） 時 分から
- 2 開催の場所
- 3 備考

注 不要の文字は、消すこと。

口 頭 意 見 陳 述 録 取 書

住所

氏名

上記の者は、            年    月    日 午前（後）    時    分から

において、

について、要旨以下のとおり口頭で意見を述べた。

注 不要の文字は、消すこと。

補佐人同伴申請書

年 月 日

広島県公安委員会 様

審査請求人（参加人）

住所

氏名

〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み  
同法第31条第3項  
替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条第3項〕の規定により、  
次のとおり補佐人同伴の許可を申請します。

審査請求の件名	
補佐人の住所、 氏名及び年齢	
補佐人同伴申請の 趣旨及び理由	
その他参考事項	

注 不要の文字は、消すこと。

第 号

補佐人同伴許可（不許可）書

年 月 日

様

広島県公安委員会



〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み  
同法第31条第3項  
替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条第3項〕の規定により、  
年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求につき、年 月 日に申請のあった補佐人の同伴を、

〔次の者につき許可します。  
次の理由により不許可とします。〕

（許可の場合）

許可される者

（不許可の場合）

理由

注 不要の文字は、消すこと。

物 件 提 出 要 求 申 立 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

審査請求人（参加人）

物件の提出を求めたいので、  
〔 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規  
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106  
定により読み替えて適用する同法第33条  
条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条  
の規定により、次のとおり申し立てます。 〕

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人（参加人）の住所（居所）、氏名（名称）等
- 4 提出を求める物件の名称及び数量
- 5 提出を求める物件の所有者の住所、氏名等
- 6 提出を求める理由

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第19号中「、」を「、」に、「不用」を「不要」に改める。

別記様式第20号から別記様式第22号までの様式を次のように改める。

	第 号
物 件 提 出 要 求 書	
	年 月 日
様	
	広島県公安委員会 印
年 月 日	付
提起のあった	
についての審査請求の審理のため必要があるので、	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第33条
15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条	個人情報保護に関する法律（平成26年法律第68号）第33条
	の規定により、次のとおり物件の提出を求めます。
1 提出を求める物件の名称及び数量	
2 提出期限	
3 提出先	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第21号（第19条関係）

証 拠 書 類 等 保 管 簿								
番 号	標 目	数 量	提 出 年月日	提出人 氏 名	保管者印	返 還 年月日	引 渡 取扱者 氏 名	受取者 氏 名

注 送付により返還した場合は、配達履歴等の写しを添付すること。

提 出 物 目 録		第 号  年 月 日	
広島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                 行政不服審査法（平成26年法律第68号）                 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-left: 10px;">                     第32条第1項                      第32条第2項                      第9条第3項の規定により読み替えて                      適用する同法第33条                 </div> </div> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により 読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条</p>			
の規定により、次のとおり受領した。			
事案の件名			
提 出 人	氏 名		
	住 所		
提出を受けた 年 月 日		年 月 日	
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取扱者 官職		氏名	

注1 提出人は、提出した物件の返却を受けようとするときは、この書類を持参すること。

2 不要の文字は、消すこと。

別記様式第23号中「、」を「、」に改める。

別記様式第23号の次に次の3様式を加える。

送 付 に よ る 還 付 願 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

住所  
氏名

次の目録の物件について、送付による還付を求めます。なお、配達履歴等により、当該物件の受領確認に代えることについて同意します。

目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考

第 号			
提 出 物 受 領 通 知 書			
年 月 日			
様			
広島県公安委員会 印			
[ 第32条第1項 第32条第2項 第9条第3項の規定により読み替えて 適用する同法第33条 ]			
行政不服審査法（平成26年法律第68号）			
[ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により 読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条 ]			
の規定により、次のとおり提出されたので通知します。			
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考

注 不要の文字は、消すこと。

第 号
提出期限再設定通知書
年 月 日
様
広島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
年 月 日付けで提起のあった
についての審査請求に関して、年 月 日付け により提出を求めた証拠書類等（物件）については、次の期限までに提出してください。
なお、期限までに証拠書類等（物件）が提出されないときは、 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</span> 行政不服審査法（平成26 年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第2項 法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審 査法（平成26年法律第68号）第41条第2項 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</span> の規定により、審査手続を終結することが あります。
提出を求めた証拠書類等（物件）及びその提出期限

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第24号を次のように改める。

参 考 人 陳 述 （ 鑑 定 ） 申 立 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

審査請求人（参加人）

参考人の陳述（鑑定）を求めたいので、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9  
条第3項の規定により読み替えて適用する同法第34条  
第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律  
第68号）第34条  
の規定により、次のとおり申し立てます。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人（参加人）の住所（居所）、氏名（名称）等
- 4 参考人の住所、氏名及び職業
- 5 参考人の陳述（鑑定）を必要とする理由

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第25号中「,」を「、」に、「不用」を「不要」に改める。

別記様式第26号から別記様式第31号までの様式を次のように改める。

第 号

参 考 人 陳 述 （ 鑑 定 ） 要 求 書

年 月 日

様

広島県公安委員会



年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求の審理のために必要があるので、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第34条  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条  
の規定により、次のとおり陳述（鑑定）を求めます。

（参考人陳述の場合）

1 陳述をすべき事項

2 日時及び場所

年 月 日 午前（後） 時 分から

3 備考

（鑑定の場合）

1 鑑定をすべき事項

2 鑑定結果の報告方法及び期限

3 備考

注 不要の文字は、消すこと。

参 考 人 陳 述 録 取 書

住所

氏名

上記の者は、       年   月   日 午前（後）   時   分から  
において、

について、要旨以下のとおり参考人として陳述した。

注  不要の文字は、消すこと。

検 証 申 立 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

審査請求人（参加人）

検証の実施を求めたいので、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第  
規定により読み替えて適用する同法第35条第1項  
106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第  
35条第1項  
の規定により、次のとおり申し立てます。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人（参加人）の住所（居所）、氏名（名称）等
- 4 検証を行う場所の住所等
- 5 検証を必要とする理由
- 6 検証を希望する日時

注 不要の文字は、消すこと。

		第 号
検 証 通 知 書		
		年 月 日
(申立人)	様	
		広島県公安委員会 印
(検証を行う場合)		
年 月 日付けで申立てのあった		
についての審査請求に係る検証については、		
		行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 個人情報保護に関する法律（平成15年法
		9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第35条第1項
律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項の規定により読み替えて適		
		用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第35条第1項
		の
規定により、次のとおり実施することとしたので、これに立ち会う機会を与えるため、		
		同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第35条第2項
		個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項
		の
の規定により通知します。		
1 検証を行う日時		
年 月 日 午前（後） 時 分から		
2 検証を行う場所及び名称		
3 検証事項		
(検証を行わない場合)		
年 月 日付けで申立てのあった		
についての審査請求に係る検証については、次の理由により実施しないこととしたので、		
通知します。		
理由		

注 不要の文字は、消すこと。

様式第30号（第22条関係）

検 証 調 書

審査請求の件名	
審査請求人	
審査請求年月日	

上記審査請求につき、次のとおり検証した。

検証の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
検証の場所	
立会人の 氏名及び場所	

検証結果

年 月 日

検証者（官職）（氏 名）印

注 不要の文字は、消すこと。

質 問 申 立 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

審査請求人（参加人）

審理関係人への質問を求めたいので、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第  
第3項の規定により読み替えて適用する同法第36条  
57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第  
68号）第36条 } の規定により、次のとおり申し立てます。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人（参加人）の住所（居所）、氏名（名称）等
- 4 質問の対象となる審理関係人
- 5 質問事項
- 6 質問を必要とする理由

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第32号中「、」を「、」に、「不用」を「不要」に改める。

別記様式第33号及び別記様式第34号を次のように改める。

第 号	
質 問 通 知 書	
年 月 日	
様	
広島県公安委員会 印	
<p>〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み 同法第36条 替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第36条〕の規定により、次のとお り質問するので、〔出席してください。 下記回答期限までに別添質問回答書で回答してください。〕</p>	
<p>（口頭による質問の場合）</p> <p>1 審査請求の件名</p> <p>2 質問日時 年 月 日 午前（後） 時 分から</p> <p>3 質問場所</p> <p>4 質問事項</p>	
<p>（文書により回答を求める場合）</p> <p>1 審査請求の件名</p> <p>2 回答期限 年 月 日</p> <p>3 質問事項</p>	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第34号（第23条関係）

質 問 録 取 書

住所

氏名

上記の者に対し、 年 月 日 時 分から 時 分まで、

において、

について、概要以下のとおり質問し、回答を得た。

別記様式第34号の次に次の1様式を加える。

質 問 回 答 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

質問回答者

住所

氏名

年 月 日付け質問通知書について、次のとおり回答します。

1 質問事項

2 回答

別記様式第35号を次のように改める。

第 号

意見聴取期日出席要請書

年 月 日

（審理関係人） 様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求に関して、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）  
の規定により読み替えて適用する同法第37条第1項  
第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）  
第37条第1項 の規定により、審理手続の申立てに関する意見聴取を次のとおり実施す  
ることとしたので、出席してください。

1 開催日時

年 月 日 午前（後） 時 分から

2 開催場所

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第37号から別記様式第41号までの様式を次のように改める。

第 号

審 理 手 続 期 日 等 通 知 書

年 月 日

（審理関係人） 様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求に関して、  
〔 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第  
規定により読み替えて適用する同法第37条第3項  
106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第  
37条第3項 〕の規定により、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結予定時期に  
ついて、次のとおり決定したので通知します。

- 1 審理手続の期日及び場所
- 2 審理手続の終結予定時期

注 不要の文字は、消すこと。

提出書類等閲覧等請求書

年 月 日

広島県公安委員会 様

審査請求人（参加人）

〔 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する  
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み  
同法第38条第1項  
替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項 〕の規定により、  
年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求の審理手続において提出された次の書類の閲覧及び写し等の交付を求めます。

- 1 閲覧を求める提出書類等
- 2 写し等の交付を求める提出書類等
- 3 提出書類等の写しの交付に係る手数料の減免について
  - (1) 理由
  - (2) 添付書類

注1 不要の文字は、消すこと。

- 2 3については、手数料の減免を求める場合にその旨及びその理由を記載するとともに、その理由を証する書面を添付すること。

第 号

提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書

年 月 日

（提出書類等の提出人） 様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求に関して、 から、あなた（貴庁）の提出書類等について、次のとおり閲覧及び写し等の交付の請求を受けたことから、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第2項  
する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不  
服審査法（平成26年法律第68号）第38条第2項 の規定により、当該閲覧及び写し等の交  
付を行うことについてのあなた（貴庁）の意見を聴取するので、 年 月 日  
までに回答してください。

なお、閲覧等の請求に対する審査庁の判断が、あなた（貴庁）の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

- 1 閲覧の請求があった提出書類等
- 2 写し等の交付の請求があった提出書類等

注 不要の文字は、消すこと。

第 号

提出書類等閲覧等日時等指定書

年 月 日

(請求者) 様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで提出された、年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求に係る提出書類等の閲覧及び写し等の交付の請求については、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 閲覧（交付）について
- 2 閲覧（交付）の日時、場所、方法等について
- 3 備考

注 不要の文字は、消すこと。

第 号

執行停止（不停止）決定書

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求につき、年 月 日に申立てのあった執行停止については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項の規定によって、

〔次の理由によりその執行を停止しません。〕  
〔次の理由によりその執行を停止します。〕

1 申立人が必要と認める執行停止の内容

2 執行停止しない（する）理由

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第42号中「,」を「、」に改める。

別記様式第43号を次のように改める。

	第 号
手 続 併 合 （ 分 離 ） 通 知 書	
	年 月 日
様	
	広島県公安委員会 印
〔 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み 同法第39条 替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第39条 〕 の規定により、次のとお り併合（分離）したので通知します。	
1 審理手続を併合（分離）する審査請求	
（1）審査請求の件名	
（2）審査請求人の住所又は居所及び氏名又は名称	
（3）審査請求年月日	
2 審理手続を併合（分離）する審査請求	

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第43号の次に次の1様式を加える。

第 号

審 査 請 求 取 下 通 知 書

年 月 日

（参加人）（処分庁） 様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求について、年 月 日付けをもって取り下げられたので、通知します。

別記様式第44号及び別記様式第45号を次のように改める。

第 号

審 理 手 続 終 結 通 知 書

年 月 日

（審理関係人） 様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで提起のあった

についての審査請求についての審理手続を終結したので、  
行政不服審査法（平成26年法律  
個人情報保護に関する法律  
第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項  
（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法  
（平成26年法律第68号）第41条第3項  
の規定により、通知します。

注 不要の文字は、消すこと。

第 号
裁 決 書
年 月 日
審査請求人 (住所又は居所) (氏名又は名称) 様
広島県公安委員会 印
年 月 日付けで提起のあった審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。
第1 主文
第2 事案の概要
第3 審理関係人の主張の要旨
第4 裁決の理由
この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所に訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。 ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、訴えを提起することができなくなります。

別記様式第46号中「, 」を「、」に、「不用」を「不要」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和6年3月7日から施行する。